

浜松市人権施策推進計画

平成27年度▶31年度

平成27年3月

浜松市

はじめに

人権とは、誰もが、いかなる事由によっても差別を受けず、尊重され、幸せに生きる権利のことで、日本国憲法によって保障されています。

また、世界人権宣言においては、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、すべての権利と自由とを享有することができるとうたわれています。

浜松市では、これまで「浜松市人権施策推進指針」と「浜松市人権施策推進行動計画」を策定し「思いやりと理解を育む社会の実現」を政策目標に掲げ、人権教育・人権啓発に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などをめぐる人権問題は存在しております。また、近年ではSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）の普及により、インターネット等によるいじめ問題や犯罪被害など、子どもたちを取り巻く新たな人権問題も発生しております。

こうした人権問題に対応するため、市民の皆様や「浜松市人権施策推進審議会」などからいただいた貴重な御意見を踏まえ、このたび、従来の「指針」と「行動計画」を統合し、新たに「浜松市人権施策推進計画」を策定し、より分かり易い方向性を提示させていただきました。

この計画では、幼児期から、思いやりの心や優しい気持ちを育てていくことの重要性を柱に掲げ、家庭及び保育園・幼稚園、そして学校とともに、幅広く人権教育の充実・推進を図ってまいります。

市民の皆様とともに、「人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現」を目指し、この計画を力強く推進してまいりますので、今後とも、なお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びにあたり、計画策定に貴重な御意見、御提言をいただいた多くの市民の皆様をはじめ、「浜松市人権施策推進審議会」委員の方々、関係の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

浜松市長 鈴木康友

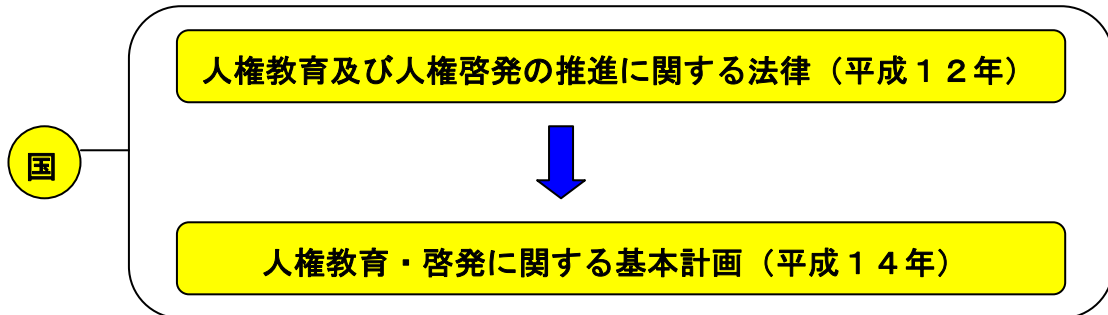
目 次

	ページ
第 1 章 基本的な考え方	
1 計画策定の背景	1
(1) 国の動き	
(2) 県の動き	
2 浜松市のこれまでの取組	2
(1) 浜松市人権施策推進指針（平成20年度）	
(2) 浜松市人権施策推進行動計画	
(3) 人権に関する意識調査	
3 新たな浜松市人権施策推進計画で目指すもの	7
(1) 政策目標 (2) 基本姿勢 (3) 重点的な取組の方向性	
(4) 計画の期間 (5) 新たな計画の目標とする成果指標	
. . . 浜松市人権施策推進計画の体系図 . . .	10
第 2 章 重点的な取組の方向性と実施予定事業	
1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育 . . .	13
2 学校における人権教育	15
3 地域社会への啓発	16
4 企業における人権啓発	19
5 気軽に参加できる事業	20
6 身近な媒体による広報	21
第 3 章 分野別施策の取組	
1 共通の取組	22
2 女性の人権	27
3 子どもの人権	31
4 高齢者の人権	34
5 障がいのある人の人権	37
6 外国人の人権	42
7 同和問題	45
8 その他の人権問題	47
第 4 章 市民・企業等の協力	
1 人権意識の高揚	50
2 連携と協力	53

第1章 基本的な考え方

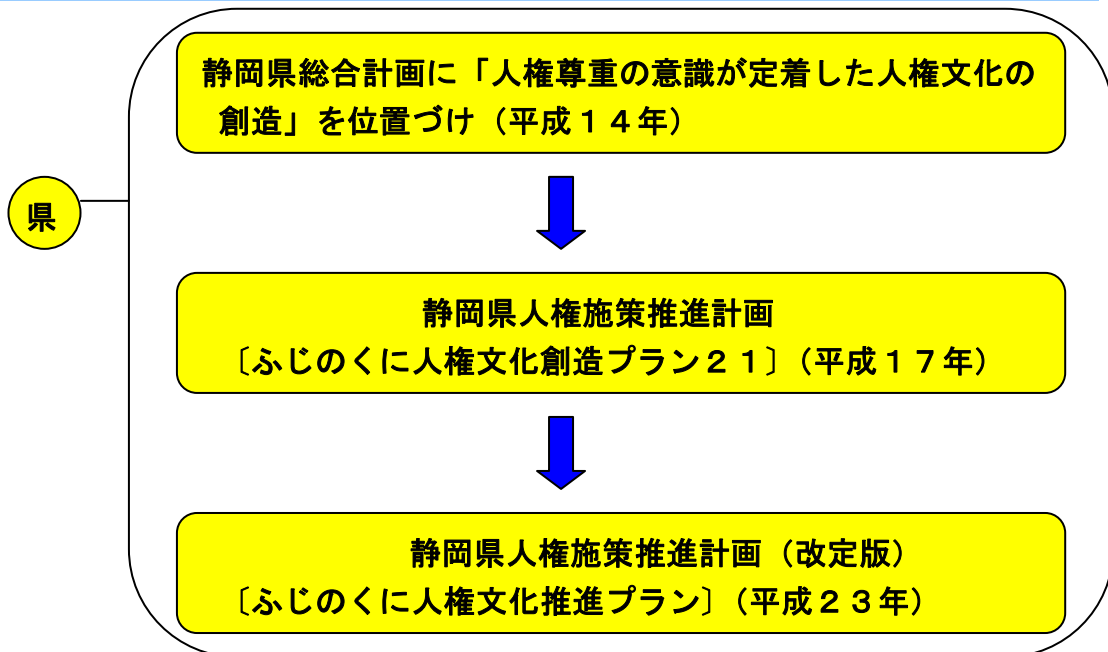
1 計画策定の背景

(1) 国の動き



※人権に関する施策として、国においては平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、これに基づき平成14年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

(2) 県の動き



※平成14年に静岡県総合計画に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」を位置づけ、平成17年には「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化創造プラン21〕」、平成23年には「静岡県人権施策推進計画（改定版）〔ふじのくに人権文化推進プラン〕」が策定されました。

2 浜松市のこれまでの取組

(1) 浜松市人権施策推進指針（平成20年度）

◆基本姿勢

ア 人権を尊重した市政

だれもが安心して市民生活を営むためには、個人の尊重は欠くことのできないものです。すべての施策は、この視点から計画・執行されるべきものであり、そうした意味では、すべてが人権と結びつきを持っています。

こうしたことから、すべての施策に人権を尊重した市政の運営にあたります。

イ 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政

偏見や差別を受けている人々は、それを打ち明けられないでいる場合もあり、行政が積極的に情報を収集する努力をしなければ、対応が遅れてしまうことがあります。

常に、小さな情報にも耳を傾け、真摯に受け止め、偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政の運営にあたります。

ウ 高い人権意識・人権感覚の確保

人権を尊重し、偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政運営にあたるためには、職員一人ひとりの高い人権意識・人権感覚が必要となります。

そこで、庁内組織である浜松市人権施策推進連絡会による情報交換や連絡調整をはじめ、各部署・各学校に配置された人権啓発推進員や人権教育担当者への研修を重ねるなかで、市民の意見や現状を的確に把握し、職員一人ひとりの高い人権意識・人権感覚の確保に努めます。

(2) 浜松市人権施策推進行動計画

浜松市人権施策推進行動計画
(平成21年度～23年度)



第2期浜松市人権施策推進行動計画
(平成24年度～26年度)

◆政策目標

偏見と差別のない
明るい社会の実現



思いやりと理解を
育む社会の実現

◆基本姿勢

人権を尊重した市政

偏見や差別を受けている人
の目線・立場に立った市政

高い人権意識・
人権感覚の確保



人権を尊重した市政

みんなで育む
人権尊重の地域

※ 第1期行動計画では、市政運営において人権尊重を意識した施策を展開していくことにより「偏見と差別のない明るい社会の実現」を目指して、「人権」の側面から抽出した市の事業を、国の基本計画にならい「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人」「同和問題」「その他」という分野に分類しました。

※ 第2期行動計画では、政策目標を「思いやりと理解を育む社会の実現」という表現に改め、市民自らが人権問題を考え、市民とともに人権問題の解消に向かって取り組んでいくことが大切であることから、市民・地域との協働を重視して基本姿勢を「人権を尊重した市政」「みんなで育む人権尊重の地域」の2つとしました。

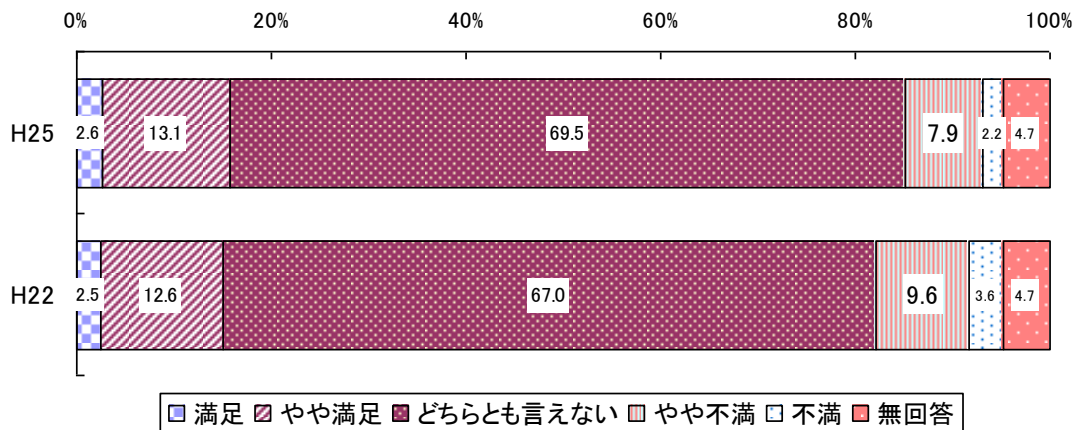
(3) 人権に関する意識調査

毎年実施している市民アンケート調査の市政の満足度評価の調査項目として「人権を尊重したまちづくり」について調査しています。

また、市民の人権についての意識を把握し、より適切かつ効果的な啓発活動や施策の推進を図るため、平成22年度と平成25年度に「人権に関する意識調査」を実施しました。

ア 市民アンケート調査

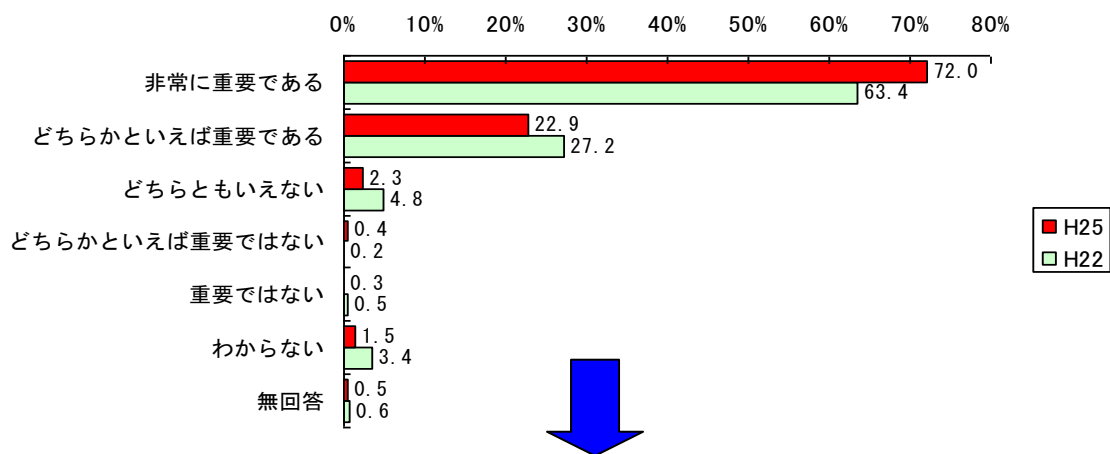
問 人権を尊重したまちづくり（市政の満足度）



◎ 人権を尊重したまちづくりに対する満足度は低い

イ 人権に関する意識調査

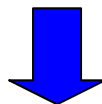
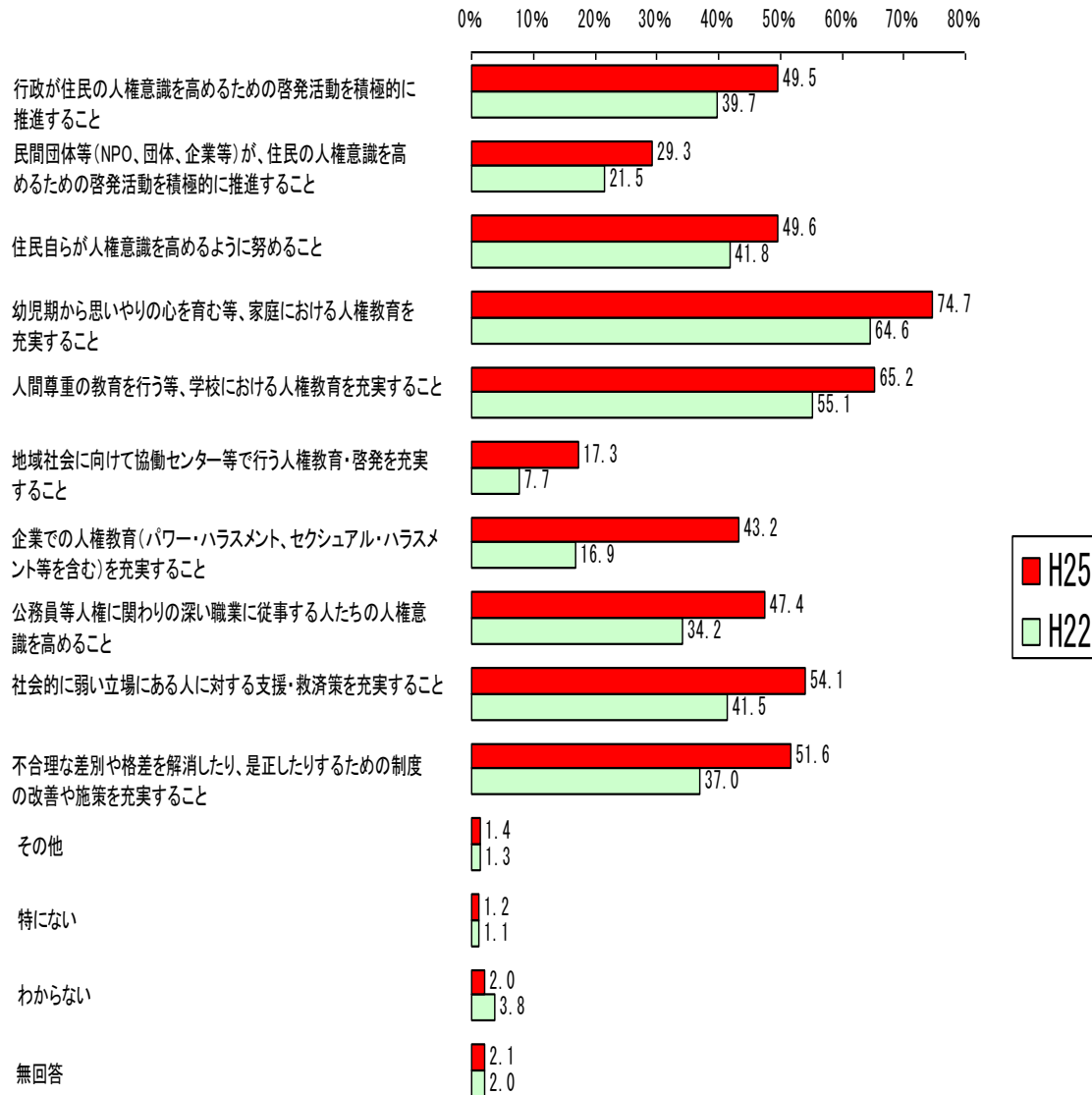
問 人権は重要なことだと思いますか。



◎ 「人権は重要である」とする認識が高い

問 人権が尊重される社会を実現するために、必要だと思う取組は何ですか。

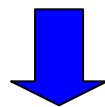
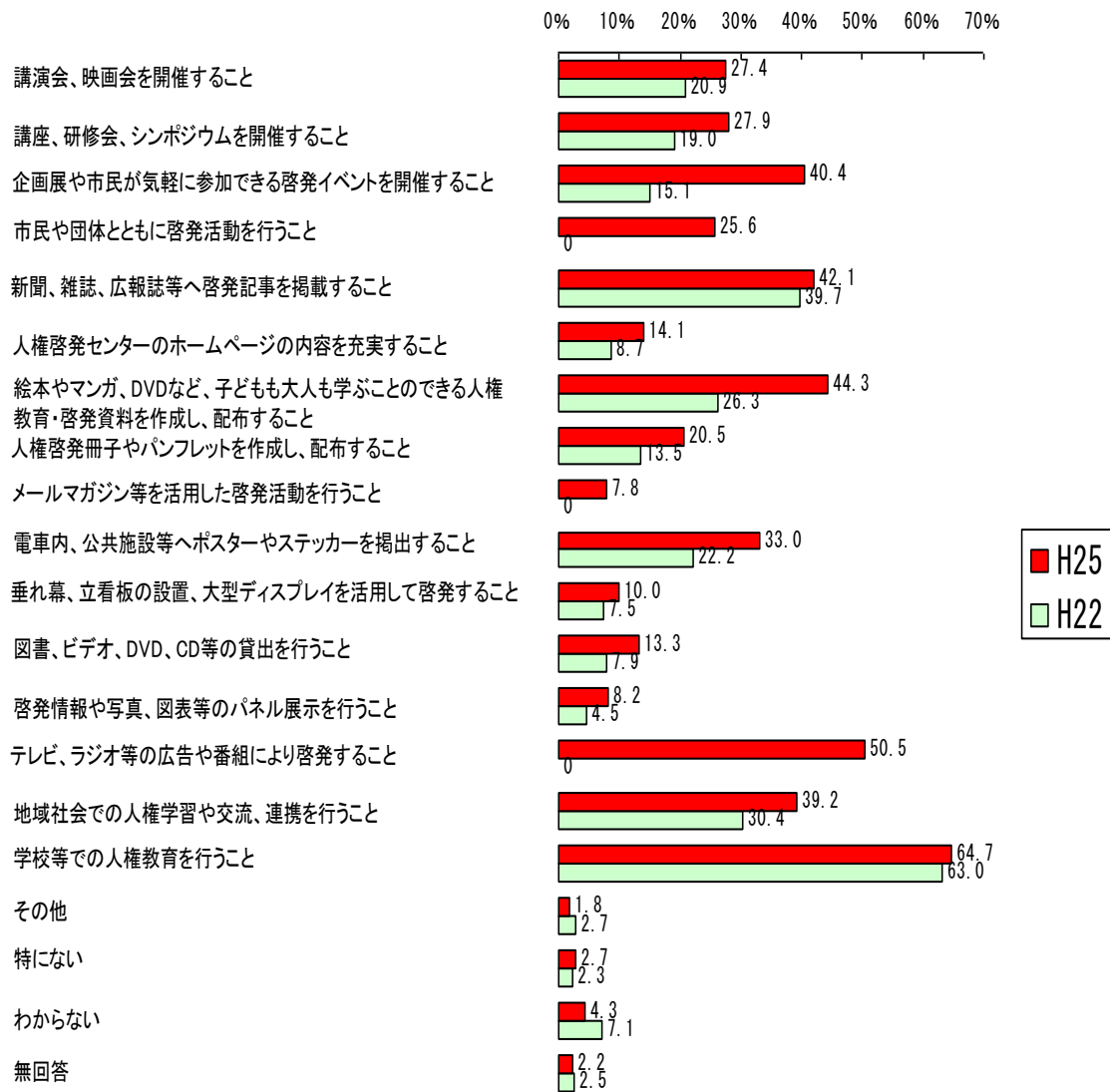
(複数回答)



- ◎ 幼児期からの家庭における人権教育が大切
- ◎ 学校における人権教育が大切
- ◎ 企業に対する啓発活動が必要 … H25 (43.2%) は H22 (16.9%) より、26.3 ポイント高くなっている

問 人権尊重の理解を深めるために、あなたが特に効果的だと思う啓発活動は何ですか。

(H22 が 0 となっている項目は選択肢の設定がなかったもの、複数回答)



- ◎ 学校での人権教育は欠かせない
- ◎ マスコミを活用した広報が伝わりやすい
- ◎ 気軽に参加できる事業も必要

3 新たな浜松市人権施策推進計画で目指すもの

新たな浜松市人権施策推進計画は、これまでの「浜松市人権施策推進指針」と「浜松市人権施策推進行動計画」を統合、一本化し、人権施策の方向性を示すとともに、具体的に取り組む事業を掲載しています。

また、政策目標の実現に向けて十分な期間を確保するとともに、事業の取組の評価・検証を十分に行い、次の計画の策定準備に取り組めるよう、計画期間を3年間から5年間に延ばしました。

(1) 政策目標

「人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現」

市民が日常生活のなかで、より深く人権問題を理解し、意識を高め、「人はみな平等であると同時に個性である」という感覚を育てていきます。

また、すべての人が、いかなる事由による差別を受けることなく、尊重され、幸せに生きるために、人権にかかわる問題を市民共通の課題として、市民と行政、更には企業等にも協力を得ながら、その解決に取り組み、人権を尊重した心豊かで住みやすい社会を目指します。

(2) 基本姿勢

幅広い市民へ ～人権を身近に～

人権とは、市民にとってどこか遠くにあるものでも、難しいものでも、堅苦しいものでもありません。年代や性別にとらわれることなく、幅広い市民が、様々な人権を身近に感じ、そして学び、理解することが重要です。そのうえで、市民一人ひとりが、身近なこととして人権意識を高め、思いやりや優しい気持ちで安心した生活を送ることができる、人権を尊重した浜松市となるよう取り組んでいきます。

(3) 重点的な取組の方向性

幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

家庭及び保育園や幼稚園等において、幼児期から思いやりの心と優しい気持ちを育てていくことにより、誰に対しても分け隔てなく接することができる人格を形成するため、幼児や保護者への人権教育を簡単で分かりやすい方法で推進していきます。

学校における人権教育

人が人権尊重の意識を形成していくためには、学校での人権教育が非常に大切であり、人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など学校における教育活動全体を通じて進めていくべきものです。

また、人権尊重の環境づくりは、教職員の日常的な言動の在り方や教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形成されます。

学校教育における人権教育の基盤づくりは、教職員一人一人の意識と努力により、取り組めるものであることから、教職員の人権教育を推進していきます。

地域社会への啓発

人権問題に対して多くの人に正しい理解と認識を深めていただき、人権尊重が態度や行動に表れる人権感覚を育むために啓発講座を開催したり、地域で子どもの安全を見守っていくことや、高齢者や認知症高齢者やその家族を地域で見守り支援するため、正しい知識の普及を推進します。

また、障がいのある人や外国人が地域の中で暮らしやすい環境をつくるため、正しい知識の普及や交流行事を実施することにより、地域住民への人権啓発を推進していきます。

企業における人権啓発

企業の経営者をはじめ従業員が人権尊重の意識を持って仕事にあたることにより、企業内の人権感覚が高まり、企業を取り巻く社会の人権尊重の意識を高めることができます。

また、企業の社会的責任の中でも人権尊重は非常に重要であり、働きやすい職場環境を作るためにも、企業の社会的責任の意識を高めるため人権啓発を推進していきます。

気軽に参加できる事業

人権を分かりやすく理解して、人権を身近に感じていただくため、多くの市民が気軽に参加できる講演会や事業を実施し、外国人、障がいのある人、高齢者とふれあうことを通じて人権啓発を推進していきます。

身近な媒体による広報

人権について正しく理解できるよう効果的に啓発するため、若年層や外国人等幅広い市民へ様々な媒体により広報し、人権啓発を推進していきます。

(4) 計画の期間

平成27年度から平成31年度（5年間）

(5) 新たな計画の目標とする成果指標

人権を尊重したまちづくり（市政の満足度）

「満足」＋「やや満足」

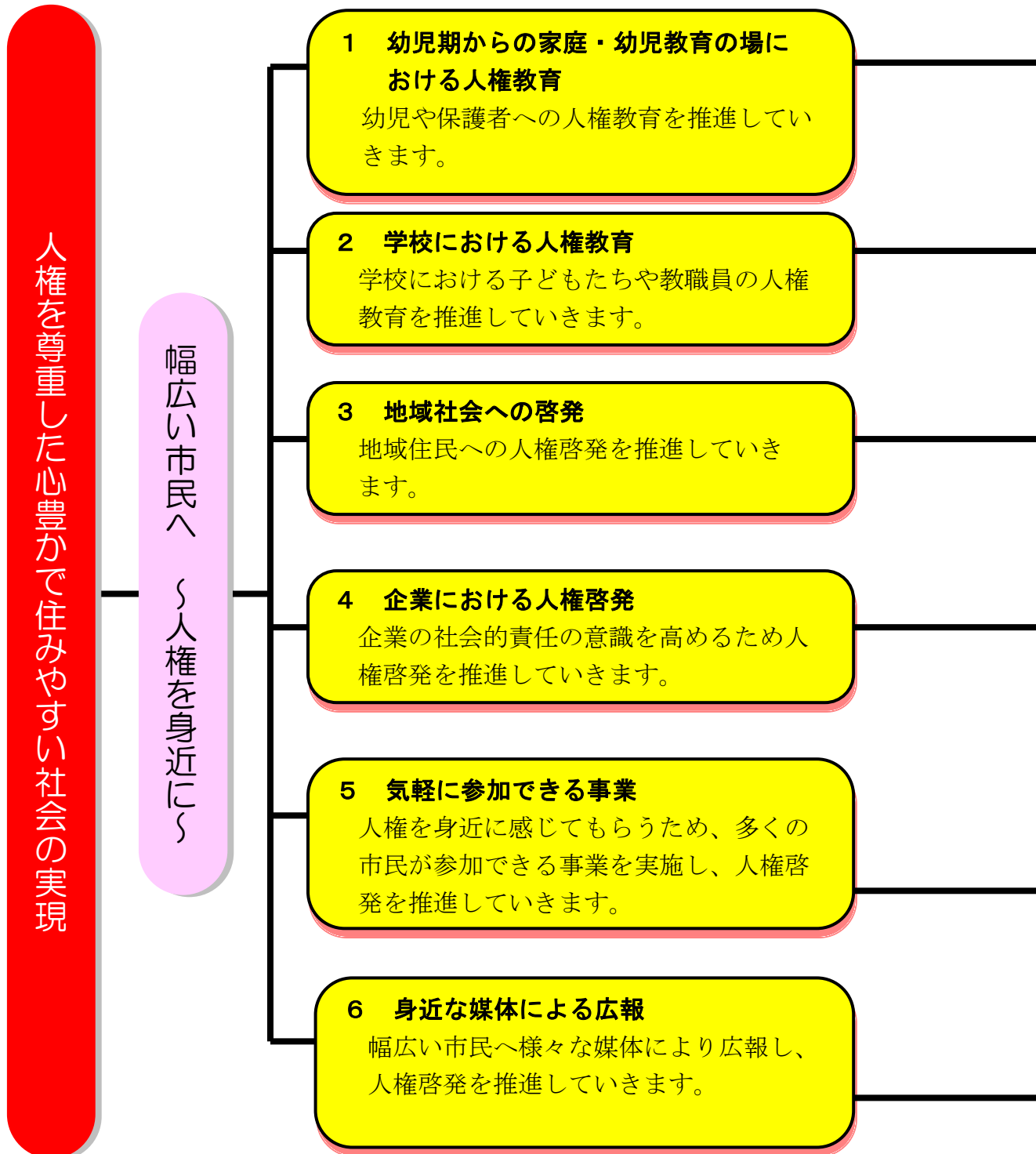
平成25年度 15.7% → 平成31年度目標 20.0%

浜松市人権施策推進計画の体系図

政策目標

基本姿勢

重点的な取組の方向性



実施予定事業

- (1) 地域ふれあい講座
- (2) 人権啓発絵本の作成
- (3) 啓発ビデオ・DVD・書籍の紹介・貸出
- (4) 世代間交流事業
- (5) 人権啓発研修会

- (1) 人権教育の推進
- (2) 人権教室の実施
- (3) 新任教職員研修

- (1) 地域ふれあい講座 ※再掲
- (2) 人権いきいき市民講座
- (3) 人権講演会
- (4) 人権啓発に関する出前講座
- (5) 子どもの見守り活動
- (6) 認知症支援事業
- (7) 地域高齢者見守り・支援事業
- (8) 共生・共育推進事業
- (9) 多文化共生推進事業

- (1) オピニオンリーダー講座
- (2) 地域福祉型社会貢献活動企業向けセミナー
- (3) 地域福祉型社会貢献活動に係る相談事業

- (1) クリエイト夏まつり
- (2) 人権啓発活動地域ネットワーク事業
- (3) 人権講演会 ※再掲

- (1) 広報紙等による情報提供
- (2) 人権啓発・教育広報活動
- (3) 外国人向け広報媒体の発行
- (4) 多言語による情報提供

分野別施策の取組

1 共通の取組 ア 人権全般にわたる教育・啓発の推進

2 女性の人権 ア 女性の人権が尊重される教育・啓発の推進
イ 女性に対する暴力等を見逃さない地域づくりの推進
ウ 女性のための幅広い相談・支援体制の充実

3 子どもの人権 ア 子どもの人権が尊重される教育・啓発の推進
イ 親・子へのカウンセリング・相談・支援体制の充実
ウ 地域における子どもを守る活動の支援体制の充実

4 高齢者の人権 ア 高齢者の人権が尊重される教育・啓発の推進
イ 高齢者が自立して生活できる環境づくりの推進
ウ 高齢者への相談・支援体制の充実
エ 高齢者の社会参加の促進

5 障がいのある人の人権
ア 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発の推進
イ 障がいのある人の社会参加の促進
ウ 障がいのある人やその家族への相談・支援体制の充実

6 外国人の人権 ア 地域で共生するための相互理解の促進
イ 外国人市民の生活基盤の確立のための相談・支援
ウ 外国人市民への日本語学習などの支援と教育環境の充実

7 同和問題 ア 同和問題の解決に向けた教育・啓発の推進
イ 地域コミュニティ機能（福祉館）を活用した地域交流事業の継続

8 その他の人権問題 ア 感染症患者等 イ 犯罪被害者等
ウ 刑を終えて出所した人 エ ホームレス
オ 性的指向に関する人権問題 カ 性同一性障がいのある人

市民・企業等の協力

1 人権意識の高揚 (1) 市民の協力 (2) 企業の協力
(3) 市職員の研修・人材育成 (4) 広報活動

2 連携と協力 (1) 推進主体間の連携と協力

第2章 重点的な取組の方向性と実施予定事業

1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

幼児期における原体験や人権教育は、生涯にわたる人格形成に大きな影響を与えるものであり、豊かな人権感覚を養うのに大変重要です。

幼児にも分かりやすい表現方法で教育するとともに、保護者の学習機会を充実させて、家庭での人権教育の支援を行っていきます。

(1) 地域ふれあい講座 (人権啓発センター) 【分野別施策1(3)ア(ケ)】

幼稚園、小・中学校のPTAを対象に、社会、学校、家庭などにおける様々な人権問題について理解を深め、保護者の人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。

(2) 人権啓発絵本の作成 (人権啓発センター) 【分野別施策1(3)ア(サ)】

幼児及び小学校低学年児童とその保護者を対象に人権への正しい理解と認識を深めるため、簡単でわかりやすい内容の人権啓発絵本を作成し、幼稚園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付し、読書や読み聞かせの題材として活用していただきます。

(3) 啓発ビデオ・DVD・書籍の紹介・貸出 (人権啓発センター) 【市民・企業等の協力1(4)イ】

保育園・幼稚園・小中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発ビデオや書籍を貸し出します。

(4) 世代間交流事業

(保育課)

【分野別施策 1(3)ア(オ)】

季節の伝統行事や地域の伝承遊び等を保育園児と地域の高齢者が共に体験したり、保育園児が高齢者施設などを訪問します。

小・中学生や高校生の保育園での職場体験を受け入れ、乳幼児と関わりが持てる場を提供します。

外国人とのふれあい、障がいのある子どもの受け入れ等を実施することにより、地域社会と連携した中で保育を展開していきます。

(5) 人権啓発研修会

(保育課)

【市民・企業等の協力 1(3)エ】

保育園職員の人権意識高揚のため、人権啓発に関する研修会を実施します。

2 学校における人権教育

人権に関する正しい知識を身に付け、人権感覚を養い、人権意識を高揚させるためには、学齢期にしっかりとした教育を受けることが重要です。そのために、発達段階に応じた人権教育を推進していきます。

また、学校における子どもへの人権教育を充実させるとともに、教職員が正しい知識を持つよう研修を実施していきます。

(1) 人権教育の推進 (指導課) 【分野別施策 1(3)ア(ア)】

静岡県教育委員会作成の「人権教育指導の手引き」等を利用し、全教育活動で人権教育を行い、教職員と児童生徒の人権意識・人権感覚を高めます。

小中学校で行われている人権教育の様子を、学校便りやブログで発信し、家庭や地域に伝えていきます。

浜松市教育研究会人権教育部会と連携し、授業時間での人権教育の機会を作ります。

(2) 人権教室の実施 (人権啓発センター) 【分野別施策 1(3)ア(イ)】

人権擁護委員が学校に出向き、人権に関する講話を行う人権教室を実施します。

(3) 新任教職員研修 (教育センター・人権啓発センター) 【市民・企業等の協力 1(3)オ】

新任教職員研修の中で人権についての正しい知識を身に付ける研修を実施します。

3 地域社会への啓発

市民に様々な人権問題について考える機会を提供し、正しい知識と理解を深めるなど人権意識の高揚を図ります。

また、すべての人が地域で幸せに暮らせるために地域全体が人権を尊重した社会となるよう啓発活動を行っていきます。

(1) 地域ふれあい講座 (人権啓発センター) 再掲 【分野別施策1(3)ア(ケ)】

幼稚園、小・中学校のPTAを対象に、社会、学校、家庭などにおける様々な人権問題について理解を深め、保護者の人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。

(2) 人権啓発講座(人権いきいき市民講座) (人権啓発センター) 【分野別施策1(3)ア(キ)】

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権への配慮が態度や行動に表れる、確かな人権感覚を育むために、啓発講座を開催します。

(3) 人権講演会 (人権啓発センター) 【分野別施策1(3)ア(カ)】

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。

(4) 人権啓発に関する出前講座 (人権啓発センター) 【分野別施策1(3)ア(コ)】

人権への理解を深めるために、要望のある企業・団体・学校等を対象に出前講座を実施します。

(5) 子どもの見守り活動

(保健給食課、次世代育成課)

【分野別施策3(3)ウ(ア)】

学校や通学路における事件・事故から子どもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、学校安全ボランティア、自治会等で組織するボランティア、警察等が連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。

子どもの緊急避難場所「こども110番の家」について、引き続き、地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「こども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。

(6) 認知症支援事業

(高齢者福祉課)

【分野別施策4(3)ア(ア)】

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会等を開催します。

認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。

認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。

(7) 地域高齢者見守り・支援事業

(高齢者福祉課)

【分野別施策4(3)ウ(ウ)】

「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者等への参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。

(8) 共生・共育推進事業

(教職員課)

【分野別施策5(3)ア(ケ)】

障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会作りをめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習について研究します。推進校では、研究と共に、発達支援教育の充実を図ります。

(9) 多文化共生推進事業

(国際課)

【分野別施策6(3)ア(ア)】

お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。

自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。

研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。

4 企業における人権啓発

企業が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めることにより、企業内における人権意識の向上を図ることが必要です。

また、企業は人権や環境を守り、社会に貢献する責任があるという考え方があることから、地域社会の一員として企業の社会的責任の意識を高めるための啓発を行います。

(1) オピニオンリーダー講座 (人権啓発センター) 【市民・企業等の協力1(2)ア】

企業において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するとともに、企業の社会的責任に対する意識の向上を図るための研修を行います。

(2) 地域福祉型社会貢献活動企業向けセミナーの開催 (福祉総務課) 【市民・企業等の協力1(2)イ】

企業の地域福祉型社会貢献活動を広げるため、シンポジウム・セミナーの開催や地域福祉型社会貢献活動に取り組む企業の認証制度の創設などを進めます。

(3) 地域福祉型社会貢献活動に係る相談事業 (福祉総務課) 【市民・企業等の協力1(2)ウ】

地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取組を支援します。

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR)

法令遵守や情報開示、地域に対する社会貢献活動、環境への取組など、一般に企業が社会に対して果たすべき責任全般を意味します。

5 気軽に参加できる事業

人権を身近に感じ、正しい知識と理解を深めるために、開催形態を工夫するなどして、幅広い市民が気軽に参加できるイベント、講演会等を開催します。

(1) クリエイト夏まつり (人権啓発センター) 【市民・企業等の協力2(1)イ】

子どもを中心に、遊び感覚で来場していただきながらも、外国人、障がいのある人、高齢者などとのふれあい体験を通じて、人権を身近に感じ、人権への理解を深めていただきます。

(2) 人権啓発活動地域ネットワーク事業 (人権啓発センター) 【市民・企業等の協力2(1)ア】

人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした小学生の人権書道・ポスターコンテスト、「人権の花」運動を実施したり、人権フェスティバルを開催します。

(3) 人権講演会 (人権啓発センター) 再掲 【分野別施策1(3)ア(カ)】

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。

6 身近な媒体による広報

より多くの市民に人権についての知識と理解を深めてもらうために、従来の広報はままつや市ホームページへの情報の掲載に加え、テレビやラジオ等のマスコミを通した啓発活動、また特に若年層への啓発媒体として、ソーシャルメディア等を活用していきます。

(1) 広報紙等による情報提供 (広聴広報課) 【市民・企業等の協力1(4)ア】

広報はままつ、浜松市ホームページやラジオ放送を活用するなど、人権施策に関する情報を発信し、市民の意識啓発を図ります。

(2) 人権啓発・教育広報活動 (人権啓発センター) 【市民・企業等の協力1(4)エ】

各種広報媒体（ケーブルテレビやラジオ、ソーシャルメディア等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。

(3) 外国人向け広報媒体の発行 (広聴広報課) 【分野別施策6(3)イ(エ)】

外国人に対し、必要な市政情報を提供するため「広報はままつ」の外国語版を発行するとともに、ポルトガル語によるラジオCMを放送します。また、市公式Webサイトでの自動翻訳サービスを提供します。

(4) 多言語による情報提供 (国際課) 【分野別施策6(3)イ(オ)】

多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を、多言語で提供します。

第3章 分野別施策の取組

1 共通の取組

(1) 現状と課題

多くの人権問題は、誤った知識や思い込みにより、発生しています。

そのつもりはなくても相手を傷つけてしまうこともあります。

従前からの性的役割分担意識による男女差別、配偶者等からの暴力、子どもへの虐待、子ども間のいじめ、高齢者への虐待、障がいのある人や外国人に対する差別、同和問題など、様々な人権問題が生じているのが現状です。

また、社会情勢の変化に伴って、インターネットやソーシャルメディアを介した人権侵害等新たな人権問題が発生しています。

このように人権問題は多岐にわたり、また互いに絡み合って複雑化しています。

人権啓発においては、「人権」は難しいという先入観を拭い去り、誰もが気軽に人権についての情報に触れたり、学習できる機会を提供することが必要です。

人権教育においては、一人ひとりの発達段階に応じたきめ細かな教育の充実が大切です。

また、家庭、保育園、幼稚園、学校、職場、地域社会等あらゆる生活場面においても、人権啓発・教育を行っていかなければなりません。

(2) 取組の方向性

複雑化する社会情勢の中、人権施策の取組事項も、一つの分野だけに関わるものと、複数の分野に関わるものがあります。

各分野にわたって取り組む事項について、日本国憲法第13条の「個人の尊重と幸福追求権」、第14条の「法の下での平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されない」ことに基づき人権意識の高揚を図ることが重要です。

そのために、年代や性別にとらわれることなく、幅広い市民が人権について、気軽に触れ、学ぶことができるような事業を展開していきます。

そして、自分をかけがえのない存在であると認めるとともに、自分以外の人の人権も尊重できるなど、一人ひとりの個性を認め合い、すべての人の人権を尊重する意識の向上のための人権啓発・教育を推進していきます。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 人権全般にわたる教育・啓発の推進

(ア) 人権教育の推進

(指導課)

静岡県教育委員会作成の「人権教育指導の手引き」等を利用し、全教育活動で人権教育を行い、教職員と児童生徒の人権意識・人権感覚を高めます。

小中学校で行われている人権教育の様子を、学校便りやブログで発信し、家庭や地域に伝えていきます。

浜松市教育研究会人権教育部会と連携し、授業時間での人権教育の機会を作ります。

(イ) 人権教室の実施

(人権啓発センター)

人権擁護委員が学校に出向き、人権に関する講話を行う人権教室を実施します。

(ウ) 幼稚園・学校訪問活動

(指導課)

指導主事が、幼稚園、小・中学校を訪問し、教育の基本方針を示した「はままつの教育」の徹底とともに、「授業改善」と「子ども理解」の推進を図ります。

教科、道徳、特別活動等、すべての教育活動で、「自分を見つめる」ことと「共に生み出す」こと等を大切にする人間尊重の教育を働き掛けます。

(エ) 人権を尊重する意識を育む教育・学習の充実 **(指導課)**

研修会等を通じて、子どもの人権意識を高める研修を行ったり、教育・学習の場で人権をテーマにした啓発ビデオや絵本等の活用を促します。

(オ) 世代間交流事業 **(保育課)**

季節の伝統行事や地域の伝承遊び等を保育園児と地域の高齢者が共に体験したり、保育園児が高齢者施設などを訪問します。

小・中学生や高校生の保育園での職場体験を受け入れ、乳幼児と関わりが持てる場を提供します。

外国人とのふれあい、障がいのある子どもの受け入れ等を実施することにより、地域社会と連携した中で保育を展開していきます。

(カ) 人権講演会 **(人権啓発センター)**

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。

(キ) 人権啓発講座（人権いきいき市民講座） **(人権啓発センター)**

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権への配慮が態度や行動に表れる、確かな人権感覚を育むために、啓発講座を開催します。

(ク) 人権教育指導者研修会 **(人権啓発センター)**

市内の幼稚園、小・中学校の管理職及び人権教育担当職員、人権擁護委員、民生委員・児童委員、市職員などを対象に、様々な人権問題を正しく理解し、それぞれの資質を高めるために開催します。

(ケ) 地域ふれあい講座 **(人権啓発センター)**

幼稚園、小・中学校のPTAを対象に、社会、学校、家庭などにおける様々な人権問題について理解を深め、保護者の人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。

(コ) 人権啓発に関する出前講座 **(人権啓発センター)**

人権への理解を深めるために、要望のある企業・団体・学校等を対象に出前講座を実施します。

(サ) 人権啓発絵本の作成 **(人権啓発センター)**

幼児及び小学校低学年児童とその保護者を対象に人権への正しい理解と認識を深めるため、簡単でわかりやすい内容の人権啓発絵本を作成し、幼稚園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付し、読書や読み聞かせの題材として活用していただきます。

(シ) 浜松市人権施策推進審議会 **(人権啓発センター)**

広く市民が人権問題を理解し、人権を尊重した心豊かで住みやすい社会を実現するため、浜松市人権施策推進審議会を設置して、人権施策への意見・提言、推進状況の審査などを行います。

(ス) 浜松市人権施策推進連絡会 **(人権啓発センター)**

庁内に人権施策推進連絡会を設置し人権施策の総合的推進を図ります。

(セ) 市町人権教育連絡協議会 **(人権啓発センター)**

県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。

2 女性の人権

(1) 現状と課題

男女共同参画社会形成のための研修や講座などの教育啓発活動を実施してきました。また、「浜松市DV相談支援センター」を設置し、DV相談専用ダイヤルを設けるなど相談・支援体制の充実やDV根絶のための啓発活動を実施してきました。

しかし、家庭をはじめ社会に存在する社会慣習やしきたりなどで、「男性が優遇されている」という声もあるなど、性別による固定的役割分担意識、労働の場における性別による雇用機会、待遇等の差が解消されているとはいえない状況にあります。

また、女性に対するDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの暴力等は、犯罪となる行為等を含む人の心と体を傷つける重大な人権侵害です。

特に、DV問題は、「家庭の問題である」「自分が悪いからDVが起こる」という意識や、「相談しても理解が得られない」という思い込みがあることなどから、被害を潜在化させ、長期化させる要因となり深刻な問題となっています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から相手方に振るわれる暴力で、女性が被害者になることが多い。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、子どもの目の前で暴力をふるうなどの子どもを利用した暴力も含まれる。

(2) 取組の方向性

性別による固定的役割分担意識の解消のための啓発活動や、仕事と家庭の両立支援、相談しやすい体制づくりなどを行うことにより、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。

また、DV、セクシュアル・ハラスメント等の相談支援体制を充実させるとともに、DVは家庭内の問題ではなく、地域や社会全体で解決すべき問題であることを啓発し、早期発見・早期対応のために、地域や関係機関との連携を強化していくなど、女性に対する暴力等を見逃さない地域づくりに取り組んでいきます。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 女性の人権が尊重される教育・啓発の推進

(ア) 女性の人権を尊重する意識づくりのための推進

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

女性の人権を尊重する意識を高めるため、企業が発行する広告物の助言を行い、性差別を助長するような表現が含まれないよう適正化に努めます。

(イ) 市民フォーラム

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

女性に対する人権意識の向上や、男女共同参画に対する理解を深めるため、男女の人権に関わる課題について講演会を開催します。

(ウ) 市審議会等への女性登用の促進

(行政経営課・ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

まちづくりの政策決定に深くかかわる市審議会等への女性の参画を進めるため、人材リストの充実を図るとともに、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」により、男女それぞれの登用率を委員定数の35%を下回らないこととしています。

(エ) 自治会、PTA等会長職への女性登用の促進

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

自治会やPTA等地域における意思決定の場への女性の参画を進めるための事業に取り組みます。

(オ) 男女共同参画の意識啓発のための情報発信

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

男女共同参画推進のための情報誌「ハーモニー」を年1回発行します。

(カ) 男女共同参画意識を醸成する事業

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

市民の団体等が主体的に開催する男女共同参画についての学習会に講師を派遣する「こらぼ講座」や男女共同参画推進センターにおける啓発講座、男女共同参画週間に合わせた街頭キャンペーンを実施します。

イ 女性に対する暴力等を見逃さない地域づくりの推進

(ア) 女性に対する暴力の防止に向けた広報啓発活動

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

女性に対する暴力をなくす運動、DV防止週間に併せた街頭広報キャンペーン、DV根絶パネル展、市民向けDV防止講演会を実施します。

(イ) 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組

(指導課)

セクシュアル・ハラスメントを含む児童生徒の様々な問題に対応するため、心理臨床業務等に豊かな知識・経験を持つスクールカウンセラーを、小中学校及び市立高校に配置し、スクールカウンセラー研修会も開催します。

(ウ) 市民団体及び警察等関係機関との連携の強化

(子育て支援課)

DV関連機関による「DV相談ネットワーク連絡会」を開催します。

ウ 女性のための幅広い相談・支援体制の充実

(ア) 相談しやすい体制の充実

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

DV相談専用ダイヤルの周知に努め、DV専門相談の充実を図ります。

(イ) セクシュアル・ハラスメント等に関する相談体制の充実

(ユニバーサル社会・男女共同参画推進課)

被害者からの相談に的確に対応するため、セクシュアル・ハラスメントを含めた人権侵害に関する苦情等を有識者に報告し、的確な対応に努めます。

(ウ) 女性相談保護事業

(子育て支援課)

関係機関と連携し、被害者の一時保護など、迅速な対応を心がけていきます。また、DV相談支援センターの支援体制の充実化を図ります。

3 子どもの人権

(1) 現状と課題

少子化や核家族化、そして保護者の働き方が多様化するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

また、家庭における養育力や教育力の低下、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化が見受けられます。

このような状況の中、児童虐待や子どもの間でのいじめが社会問題になっています。

特に深刻な問題である、いじめの防止のための組織体制づくりに取り組み、地域への呼びかけを図り地域における子どもを守り育てる体制の強化に努めてきました。

また、子どもがインターネットや携帯サイトを利用する機会が増大している中、他人を誹謗中傷する書き込みによるいじめや有害サイトなどで犯罪に巻き込まれる事件が増加しています。

(2) 取組の方向性

子どもの間でのいじめが深刻化していることから、自分の大切さとともに、自分以外の人のも大切さも認めることができる人権尊重の意識を育てるためには、学校における人権教育はもとより、幼児期からの家庭および保育園・幼稚園などの幼児教育の場で人権感覚を芽生えさせることが重要です。

このことから、幼児期からの家庭及び幼児教育の場での人権教育、学校における人権教育の充実に取り組んでいきます。

また、児童虐待については関係機関との連携の強化を図り、インターネットに関しては子どもと保護者を対象に情報モラル啓発講座を開催するなど、家庭・学校・地域・専門機関の連携を深め、地域で子どもを守り育てる体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 子どもの人権が尊重される教育・啓発の推進

(ア) 情報モラル啓発事業

(次世代育成課)

保護者や地域住民に対して子どもたちのネットトラブルの実態とその対処法について啓発します。

学習会（インターネット利用に関わる危険性の事例紹介、情報モラルの啓発、新機器や新システムによる新しい問題への対処法の紹介等）を実施します。

(イ) 児童虐待防止月間事業

(子育て支援課)

児童虐待を早期に発見するには、市民からの通告が重要であることから、一般市民への啓発のため、通告先などを明示した啓発用品の配布を、「児童虐待防止推進月間」に実施します。（浜松市民生委員児童委員協議会、浜松市社会福祉協議会と共催）

「児童虐待防止推進月間」である11月の一ヶ月間、市役所、区役所等で啓発用の懸垂幕を掲げます。また、講演会を通じた啓発活動を行います。

(ウ) 児童虐待防止研修事業

(児童相談所)

児童虐待の早期発見、防止のために、民生委員・児童委員、PTA、保育所、学校等の関係機関を対象に、虐待通告、対応についての講演研修を行います。

イ 親・子へのカウンセリング・相談・支援体制の充実

(ア) 児童家庭相談事業

(子育て支援課)

区役所の家庭児童相談室において相談に対応するとともに、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、進行管理会議、個別ケース検討会議）を開催します。

(イ) 児童相談・児童保護事業

(児童相談所)

児童虐待にみられるような、専門的知識・技術を必要とする児童・家庭に関する相談に応じます。その中で必要に応じ、児童を家庭から分離して一時保護する他、児童福祉施設への入所や里親委託を行うなど、児童の安全を確保するとともに、その権利を擁護します。

(ウ) 教育相談事業

(指導課)

教育相談支援センターにカウンセラーや外国人の相談に対応するためバイリンガル相談員を配置し、子どもや保護者からの教育に関する相談に対応します。

相談員研修会を実施し、さらなる質の向上を図り、いじめホットラインの24時間運用を継続します。

不登校児童生徒の適応指導教室を充実します。

ウ 地域における子どもを守る活動の支援体制の充実

(ア) 子どもの見守り活動

(保健給食課、次世代育成課)

学校や通学路における事件・事故から子どもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、学校安全ボランティア、自治会等で組織するボランティア、警察等が連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。

子どもの緊急避難場所「こども110番の家」について、引き続き、地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「こども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。

4 高齢者の人権

(1) 現状と課題

今後も高齢化の急激な進展により、「4人に1人が高齢者」という超高齢社会を迎え、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者がますます増加していくことが予測されます。

また、認知症高齢者は増加傾向にあり、家族など周囲の人たちに認知症が正しく理解されていないことも多く、高齢者虐待に発展することもあります。

さらに、振り込め詐欺や悪徳商法など、高齢者が被害に遭う犯罪も後を絶ちません。

それらのことから、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り支援を行う「はままつあんしんネットワーク」を構築し、市民・地域全体の連携を図ってきました。

(2) 取組の方向性

社会的孤立や日常生活への不安を取り除くための見守り・支援を進め、住み慣れた地域で自立して暮らしていけるような環境づくりに取り組んでいきます。

また、認知症に対する周囲の理解を深める啓発、高齢者や家族の相談・支援体制のさらなる充実や、高齢者虐待の防止、高齢者が犯罪の被害者とならないよう周知・啓発も継続していきます。

こうした問題を解決して、高齢者が生きがいを持って、安心して自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として、各種の活動に積極的に参加できる社会を目指します。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 高齢者の人権が尊重される教育・啓発の推進

(ア) 認知症支援事業 **(高齢者福祉課)**

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会等を開催します。

認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。

認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。

(イ) 高齢者虐待防止支援事業 **(高齢者福祉課)**

高齢者虐待の早期発見・早期対応のための体制づくりを行います。

また、市民啓発を含めた予防的な取り組みや関係者の資質向上などを行います。

各区役所及び地域包括支援センターからの困難事例に関する相談・助言を行い、高齢者虐待に関する研修会、講演会等を開催します。

イ 高齢者が自立して生活できる環境づくりの推進

(ア) 日常生活自立支援事業の助成 **(福祉総務課)**

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など日常生活に不安のある人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるようにするために、浜松市社会福祉協議会が行う福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理及び見守りなどの事業に助成します。

(イ) 養護老人ホームへの入所措置 **(高齢者福祉課)**

家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者の生活の場を確保するため、入所措置を実施します。

ウ 高齢者への相談・支援体制の充実

(ア) 地域包括支援センター運営事業 (高齢者福祉課)

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、介護予防のマネジメント、総合的な相談支援、虐待防止、権利擁護事業の支援、ケアマネジャーの支援を一体的に行います。

(イ) 成年後見制度利用相談・支援事業 (高齢者福祉課)

認知症高齢者や虐待を受けている高齢者で判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、本人の人権保護の観点から市長申立の必要がある市民の支援を行います。また、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(ウ) 地域高齢者見守り・支援事業 (高齢者福祉課)

「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者等への参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。

エ 高齢者の社会参加の促進

(ア) シルバー人材センター支援事業 (高齢者福祉課)

高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るために、地域社会に密着した臨時的、短期的な仕事を提供するシルバー人材センターの事業を支援します。

(イ) シニアクラブ支援事業 (高齢者福祉課)

高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を展開し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するシニアクラブ活動を支援するため、シニアクラブ浜松市及び単位クラブの活動費を助成するとともに、高齢者の作品展を開催します。

5 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

公共施設等における障がいのある人への配慮は進んできましたが、依然として障がいのある人に不利なものが多くあります。障がいのある人が地域で生活していくためには、周りの人たちの支援と理解は欠かせません。

障がいのある人の自立・社会参加を促すためには、企業への障がいのある人の雇用の啓発及び促進、地域行事に参加するための地域の理解を進める必要があります。

このように、障害保健福祉分野だけでなく、雇用、教育、医療等の分野を越えた関係機関との連携を行い、相談支援体制のさらなる充実を進めることや、地域社会で障がいのある人への理解を深めるなど、地域で障がいのある人とその家族を支える仕組みが必要となります。

(2) 取組の方向性

障がいのある人に対する誤解や差別を払拭するために、正しい知識の普及・啓発に努めます。

障がいのある人やその家族が地域において自立した生活ができるような支援や相談を行い、地域での生活がしやすい環境づくりや就労を含めた社会参加の促進などに取り組んでいきます。

障がいの有無にかかわらず、すべての人が一人のかけがえのない人間として尊重され、家庭や地域、職場のなかで、ごく当たり前暮らし、ともに手を携えながら暮らすことができる社会を目指します。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発の推進

(ア) 手話体験講座 (障害保健福祉課)

手話を通して、聴覚に障がいのある人への理解を深める「手話体験講座」を実施します。

(イ) 障害福祉体験講座 (障害保健福祉課)

車いすやアイマスクなどを用いた疑似体験を通じて、身体に障がいのある人への理解を深める「障害福祉体験講座」を実施します。

(ウ) 障害福祉推進講座 (障害保健福祉課)

障がいのある人の自立や社会参加を推進するため、障害福祉の現状や制度を説明する「障害福祉推進講座」を実施します。

(エ) 心の輪を広げる障害者理解促進事業 (障害保健福祉課)

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指し、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を学校等に公募します。

(オ) 障害者週間キャンペーン事業 (障害保健福祉課)

障害者週間に、市内の障害者団体等と連携して授産製品の販売や啓発イベントを開催するとともに、市庁舎への懸垂幕の掲出、市役所本庁舎ロビーにて展示をするなど啓発を推進します。

(カ) 広報紙等による啓発広報活動 (障害保健福祉課)

障がいのある人の自立と社会参加及び相互の親睦融和のため、広報紙や市ホームページ等により、各制度の周知または障がいのある人の社会参加に関する事業の広報を行います。

(キ) 精神障がいを理解するための研修会 (精神保健福祉センター)

市職員や社会福祉関係者を対象に、精神疾患の基礎知識や精神障がいを持つ人への関わり方の基礎講座、疾患別講座などを実施します。

(ク) こころの健康に関する普及啓発事業 (精神保健福祉センター)

ラジオ放送、新聞広告、ホームページ、啓発活動、市民向け講演会などにおいて、こころの健康に関する正しい知識の普及、啓発活動を行います。

(ケ) 共生・共育推進事業 (教職員課)

障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会作りをめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習について研究します。推進校では、研究と共に、発達支援教育の充実を図ります。

イ 障がいのある人の社会参加の促進

(ア) 障害者就労支援事業 (障害保健福祉課)

障がいのある人の就労支援として、企業へのアドバイザー派遣による一般就労の促進や障害者就労施設等への発注促進などによる福祉就労支援を行います。

(イ) 障害者就労支援センター事業 (産業総務課)

障がいのある人に対する就労相談、就職後の障がい者や雇用主への仕事に関する相談及び職場定着に必要な支援を行います。また、復職者支援等の就労支援セミナーを開催します。

(ウ) 浜松市ジョブサポートセンター事業 (産業総務課)

市が行う生活支援等と国（ハローワーク）が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、障がいのある方については市内全域を対象として、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。

ウ 障がいのある人やその家族への相談・支援体制の充実

(ア) 障害者相談支援事業 (障害保健福祉課)

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

(イ) 障害者自立支援協議会事業 (障害保健福祉課)

障害者相談支援事業所を中心とした浜松市障害者自立支援協議会において、関係機関の連携のもと、障がいのある人とその家族の支援の輪を構築し、相談支援の充実を図ります。

(ウ) 発達障害者支援センター運営事業 (子育て支援課)

発達障害について心配のある方やその家族の方等に対する相談、パンフレット・ポスターの配布、研修事業、発達支援広場への支援等を実施します。

(エ) 発達支援広場事業 (子育て支援課)

必要な支援の見立てを行うセンター型、就園までの発達課題についての継続した親子支援を行う施設型を運営し、発達障害疑い児とその保護者への支援をします。

(オ) 精神保健福祉相談

(障害保健福祉課)

こころの病気などについて心配のある方やその家族の方等に対して、医師や精神保健福祉士、保健師等による来所相談や電話相談、訪問指導を実施します。

(カ) 発達支援教育推進事業

(教職員課)

各小・中学校の支援体制の整備を促進しながら、医師、大学教授、臨床心理士、言語聴覚士からなる専門家チームと特別支援学校教員を中心とした巡回相談員が、発達障害等への教育的対応をアドバイスします。

(キ) 成年後見制度利用相談・支援事業

(障害保健福祉課)

知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が十分でない人が、円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、親族等身寄りがいない場合、市長による申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(ク) 日常生活自立支援事業の助成

(福祉総務課)

4 高齢者の人権(3)イ(ア)※再掲

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など日常生活に不安のある人の権利を擁護し、自立した地域生活を送ることができるようにするために、浜松市社会福祉協議会が行う福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理及び見守りなどの事業に助成します。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

本市は全国有数の外国人集住都市であることから、外国人と日本人が共に安心して快適に暮らすことができるよう、相互理解を深め、交流の機会を増やすための取組を実施してきました。

しかし、文化や生活習慣の違いや、日本語能力の不足からコミュニケーションを十分に取ることができないなど、依然相互理解のための課題が多くあります。

(2) 取組の方向性

お互いの国の文化や生活習慣、価値観を理解、尊重し、外国人を含むすべての人が安心して暮らすことのできる多文化共生社会を目指します。

ともに暮らす市民である日本人と外国人がお互いに理解を深める第一歩として、「多文化体験講座」や「自治会に対する支援」など地域での日常生活や行事を通して交流を深めることにより、地域生活にスムーズに溶け込めるような事業を実施します。

また、外国人が生活に必要な情報を正しく取得できるように、多言語による情報の提供、日本語習得や生活に関する相談・支援にも取り組んでいきます。

また、事業実施にあたっては、外国人の視点を取り入れることも重要な要素であることを意識して取り組んでいきます。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 地域で共生するための相互理解の促進

(ア) 多文化共生推進事業

(国際課)

お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。

自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。

研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。

イ 外国人市民の生活基盤の確立のための相談・支援

(ア) 外国人市民のための相談事業

(国際課)

多言語生活相談、各機関と連携したワンストップ相談、心の悩み事の相談に対する電話でのカウンセリング、電話相談員の資質向上のための研修を実施します。

(イ) 外国人市民のための相談事業

(精神保健福祉センター)

心理士を配置し面談相談、医療機関等受診での出張通訳やメンタルヘルス講習会等を行います。

(ウ) 外国人市民対象の地域情報の提供 (国際課)

区役所区民生活課など住民登録窓口において、必要な行政情報、地域のルールや仕組みの理解と助けとなる情報をまとめた「ウェルカムパック」を配付します。

(エ) 外国人向け広報媒体の発行 (広聴広報課)

外国人に対し、必要な市政情報を提供するため「広報はままつ」の外国語版を発行するとともに、ポルトガル語によるラジオCMを放送します。また、市公式Webサイトでの自動翻訳サービスを提供します。

(オ) 多言語による情報提供 (国際課)

多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を、多言語で提供します。

ウ 外国人市民への日本語学習などの支援と教育環境の充実

(ア) 日本語教育事業 (国際課)

日本語学習支援講座、日本語学習等支援者養成講座を実施します。

また、外国人支援者のためのポルトガル語講座を実施します。

(イ) 外国人子ども教育支援事業 (指導課)

教育相談支援センターに外国人の相談に対応するため、バイリンガルの相談員を配置し、外国人の教育相談等に対応します。

日本語指導等の必要な児童生徒が在籍する小中学校に、就学サポーターや日本語指導等を行う支援者を派遣するなど、外国人の教育支援を実施します。

7 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は我が国固有の人権問題です。長い歴史の積み重ねの中から生まれてきた同和問題は、少しずつ解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。

特に、学校での教育・啓発活動や、企業への啓発活動の推進が必要であるとする意見が多くあります。

近年では同和問題を知らない市民も増えてきました。こうした市民が誤った知識を身につけてしまわないように、正しい理解と知識の普及・啓発を進めていく必要があります。

(2) 取組の方向性

同和問題は誤った認識を持っていることから発生しています。同和問題の解消に向けて、正しい理解と知識の普及・啓発を進めていくことが重要です。

同和問題は人権の基本課題であることから、問題解消に向けて、講座、講演会等により、市民、学校、企業等への人権教育・啓発活動を、これまで同様、継続的に取り組んでいきます。

また、福祉館を同和問題の理解を促進するためのコミュニティの拠点として位置づけ、地域における人権啓発や地域住民と周辺住民との交流の推進等、福祉館を活用した地域交流事業に取り組んでいきます。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 同和問題の解決に向けた教育・啓発の推進

(ア) 人権講演会

(人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(力)※再掲

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。

イ 地域コミュニティ機能（福祉館）を活用した地域交流事業の継続

(ア) 福祉館運営事業

(中区社会福祉課)

研修会、講演会、講習会、レクリエーション、教養講座などを開催し人権啓発や広報活動などを実施します。

(イ) 地域住民交流研修会

(中区社会福祉課)

地域住民と周辺住民との交流を深め、同和問題（人権問題）についての理解を深めるために、周辺自治会の協力を得て、住民の参加を呼びかけながら、講演会等を開催します。

(ウ) 成人講座

(中区社会福祉課)

人権についての正しい知識と理解を深め、明るい家庭と思いやりのある地域づくりを推進します。

8 その他の人権問題

(1) 現状と課題

多様化する現代社会において、感染症患者や犯罪被害者等さまざまな人権問題に対しての正しい知識や理解が不十分であることから、社会生活において、人権侵害やプライバシーの侵害を受ける問題が起こっています。

日常生活（家庭、職場、地域社会）などで人権侵害や不利な扱いを受けないように、啓発活動をさらに推進するとともに、関係機関・団体等との連携・調整を図っていく必要があります。

スマートフォンの普及により、インターネットを利用した誹謗中傷や、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が発生するなどの新たな人権問題にも、正しい知識の普及・啓発のための事業を実施してきましたが、まだ十分ではありません。

(2) 取組の方向性

感染症患者等への誤った知識による差別意識、犯罪被害者の被害後に生じる二次的被害、ホームレスの人の社会からの疎外感など様々な人権問題の解消を目指して、正しい知識の普及のための人権教育・啓発活動や支援体制の充実などに取り組んでいきます。

また、社会の変化等に伴う人権問題の新たな動きにも対応した啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 具体的な実施予定事業

ア 感染症患者等

(ア) エイズ等の啓発普及活動 (保健予防課)

広く市民に対し、エイズ等の正しい知識の普及・啓発を図ります。

エイズ一般啓発事業（協働センター、大学等でのパネル展示、啓発物品やパンフレットの配布）、世界エイズデー（12月1日）に合わせたキャンペーン、啓発物品の配布を実施します。

イ 犯罪被害者等

(ア) 犯罪被害者等支援事業 (市民生活課)

犯罪被害者等支援の総合相談窓口として、犯罪被害者等への情報提供や相談などの支援を行います。

ウ 刑を終えて出所した人

(ア) 「社会を明るくする運動」の実施 (人権啓発センター)

市と各区保護司会が共催して、警察、更生保護女性会、BBS会等の関係団体による推進委員会を構成して、各区保護司会による啓発活動、広報車による市内巡回広報活動等を実施します。

(イ) 浜松更生保護サポートセンター (人権啓発センター)

刑を終えて出所した人の生活支援のための各種相談に応じ、更生の支援をします。

エ ホームレス

(ア) ホームレス自立支援事業 (福祉総務課)

ホームレス生活からの脱却及びホームレス生活に陥らないための支援事業、専任の巡回相談員による巡回相談事業、衛生状態改善（シャワー提供）事業、緊急一時保護事業、入院協力料支給事業を実施します。

オ 性的指向に関する人権問題

(ア) 人権講演会 (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(カ)※再掲

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。

(イ) 人権啓発講座(人権いきいき市民講座) (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(キ)※再掲

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権への配慮が態度や行動に表れる、確かな人権感覚を育むために、啓発講座を開催します。

カ 性同一性障がいのある人

(ア) 人権講演会 (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(カ)※再掲

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上を図ります。

(イ) 人権啓発講座(人権いきいき市民講座) (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(キ)※再掲

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権への配慮が態度や行動に表れる、確かな人権感覚を育むために、啓発講座を開催します。

第4章 市民・企業等の協力

1 人権意識の高揚

(1) 市民の協力

ア ボランティアまつり・ふれあい広場等開催支援 (福祉総務課)

障がいのある人や高齢者、子どもなどがふれあい、交流するなかで、社会福祉に対する理解を深める場として、浜松市社会福祉協議会やボランティア団体等が開催するボランティアまつりやふれあい広場等の開催を支援します。

(2) 企業の協力

ア オピニオンリーダー講座 (人権啓発センター)

企業において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するとともに、企業の社会的責任に対する意識の向上を図るための研修を行います。

イ 地域福祉型社会貢献活動企業向けセミナーの開催 (福祉総務課)

企業の地域福祉型社会貢献活動を広げるため、シンポジウム・セミナーの開催や地域福祉型社会貢献活動に取り組む企業の認証制度の創設などを進めます。

ウ 地域福祉型社会貢献活動に係る相談事業 (福祉総務課)

地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取組を支援します。

(3) 市職員の研修・人材育成

ア 人権スポットの発行 (人権啓発センター)

市職員の人権意識高揚のために、各課に配置している人権啓発推進員による人権に関する作文、新規採用職員研修の「人権論」受講者による感想文、中学生の人権作文コンテスト優秀作品などを掲載します。

イ 人権問題を理解するための職員研修 (人事課)

新規採用職員フォローアップ研修の中で、人権問題について事例紹介やグループワークを通じた講義を行い、行政に携わる者として人権の重要性を学びます。

ウ セクシュアル・ハラスメント相談員研修 (人事課)

セクシュアル・ハラスメントの防止についての理解を深め、カウンセリングスキルを高める研修を実施します。

エ 人権啓発研修会 (保育課)

保育園職員の人権意識高揚のため、人権啓発に関する研修会を実施します。

オ 新任教職員研修 (教育センター・人権啓発センター)

新任教職員研修の中で人権についての正しい知識を身に付ける研修を実施します。

(4) 広報活動

ア 広報紙等による情報提供 (広聴広報課)

広報はままつ、浜松市ホームページやラジオ放送を活用するなど、人権施策に関する情報を発信し、市民の意識啓発を図ります。

イ 啓発ビデオ・DVD・書籍の紹介・貸出 (人権啓発センター)

保育園・幼稚園・小中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発ビデオや書籍を貸し出します。

ウ 人権教育・啓発資料の作成・配布 (人権啓発センター)

人権に関する正しい知識の習得や理解を深めるための人権教育・啓発用冊子「みんなの幸せを求めて」を作成し、幼稚園、小・中学校等へ学習資料として配布するとともに、「地域ふれあい講座」において活用します。

エ 人権啓発・教育広報活動 (人権啓発センター)

各種広報媒体（ケーブルテレビやラジオ、ソーシャルメディア等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。

2 連携と協力

(1) 推進主体間の連携と協力

ア 人権啓発活動地域ネットワーク事業 (人権啓発センター)

人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした小学生の人権書道・ポスターコンテスト、「人権の花」運動を実施したり、人権フェスティバルを開催します。

イ クリエイト夏まつり (人権啓発センター)

子どもを中心に、遊び感覚で来場していただきながらも、外国人、障がいのある人、高齢者などとのふれあい体験を通じて、人権を身近に感じ、人権への理解を深めていただきます。

ウ 浜松市人権施策推進審議会 (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(シ)※再掲

広く市民が人権問題を理解し、人権を尊重した心豊かで住みやすい社会を実現するため、浜松市人権施策推進審議会を設置して、人権施策への意見・提言、推進状況の審査などを行います。

エ 浜松市人権施策推進連絡会 (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(ス)※再掲

庁内に人権施策推進連絡会を設置し人権施策の総合的推進を図ります。

オ 市町人権教育連絡協議会 (人権啓発センター)

1 共通の取組(3)ア(セ)※再掲

県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。

浜松市人権施策推進計画

発行：浜松市

編集：健康福祉部 福祉総務課 人権啓発センター

〒430-0916

浜松市中区早馬町 2-1 クリエイト浜松 1 階

TEL : 053-457-2031

FAX : 053-450-7702

URL : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

平成 27 年 3 月発行